

市民税務課

国保税、介護・後期保険料の減免について(7月豪雨災害)

7月豪雨災害により居住する住宅に損害を受けた世帯(床上浸水等)または、主たる生計維持者の事業収入や給与収入等が、令和元年の収入に比べ3割以上減少することが見込まれるなど、基準に該当した場合は、申請により、保険料または保険料が減免される場合があります。

詳細については、市税係へお問い合わせください。

申請場所 / 市役所1階市民税務課窓口 / 申請期限 / 令和3年3月31日

市税係【内線124】

10月19日から10月25日は行政相談週間です

行政について困り事や要望などがあるときは、行政相談委員が無料、秘密厳守で相談に応じます。お気軽にご利用ください。

健康増進課

健康増進課

尾花沢市の国民健康保険から他の健康保険へ変わった場合、尾花沢市の国民健康保険から抜ける手続きが必要になります。

誤って保険証を使い保険医療を受けた場合は、市の国保が負担した分を後日返還していただく場合があります。

また、社会保険を抜けた方、社会保険の被扶養者から外れた方は、国民健康保険に加入する手続きが必要になります。

山形県後期高齢者医療広域連合からのお知らせ

広域連合では、被保険者の皆さまに、治療等にかかった医療費について確認していただき、健康保険事業の健全な運営を図るために、「医療費のお知らせ」を郵送しています。

今年度は、令和元年11月から令和2年10月受診分が郵送されます。

このお知らせは確定申告の際使用可能ですが、医療機関の請求遅れにより掲載されていない分や令和2年11月、12月受診分(来年度発行分に掲載予定)については、別途「医療費控除の明細書」の記入が必要で、医療機関から交付される領収書はなくさず保管されますようお願いいたします。

対象者 / 山形県後期高齢者医療広域連合の被保険者

郵送時期 / 令和3年1月下旬

記載内容 / 令和元年11月から令和2年10月までに受診した医療機関等の診療年月・医療費総額等

注意 / 確定申告等については、税務署及び各市町村住民税課担当部署にお問い合わせください。

山形県後期高齢者医療広域連合事業課給付係 / 0237(84)7100

総務課

令和3年版農業日誌申込受付中

令和3年版農業日誌購入の申し込みを受け付けています。

農業日誌 1千400円 / 新農家暦 500円 / ファミリー日誌 1千400円

申し込みも税込価格 / 申込締切 / 10月26日(月)

市役所2階総務課に、代金を添えてお申し込みください。お渡しは、11月中旬、発行元より到着次第、順次行います。

行政情報統計係 / 【内線237、238】

農林課

令和2年度狩猟者登録

尾花沢市に住所を有する方は、10月7日(水)午前10時～午後12時に手続き願います。

場所 / 村山総合支庁北村山地域振興局5階講堂 / 村山市榎岡笛田4-5-1 / 農村村務係【内線144】

肉疲労解消教室参加者募集

国民健康保険加入者で、農業・建築・土木作業等に従事されている方を対象に、運動教室を開催します。

開催日時 / 10月29日(木)

第1部【運動編】 / 午後7時～午後8時30分 / 第2部【栄養編】 / 午後8時30分～午後9時

会場 / サルナート・コンベンションホール

対象 / 尾花沢市民で国民健康保険加入者

定員 / 30人 / 講師 / 鹿保体育研究所 / 健康運動指導士 鹿保由美氏

参加費 / 無料 / 申込締切 / 10月15日(木)

※飲み物をご持参のうえ、運動しやすい服装でご参加ください。

※新型コロナウイルス感染症対策のため当日高熱、せき等体調不良の方は参加をご遠慮ください。

国保医療係【内線611】

令和2年度食生活改善推進員養成講座のお知らせ

尾花沢市食生活改善推進員は現在62人で、「私たちの健康は私たちの手で」をスローガンに、食事を通じた健康づくりのボランティア活動を行っています。自分、家族、地域の皆さんが生涯元気に過ごすために、健康づくりの担い手として、一緒に活動しませんか？

開催日 / 内容 / ①11月13日(金)「食生活改善推進員って？」 / ②11月26日(木)調理実習+「手洗い実験！」 / ③12月10日(木)調理実習+「ながら運動教室」 / ④1月8日(金)調理実習+「食育の年代別ポイント」 / ⑤1月22日(金)調理実習+「学びを深めよう」

時間 / 午前10時～午後3時20分(初回は午前9時30分)

場所 / 市役所2階栄養指導室

対象者 / 市内在住の方(年齢・性別は問いません)

受講料 / 1千円

受講料 / 1千円

農業委員会

農地転用申請について

農地を農地以外に転用する場合、農地法の許可が必要です。農地転用申請をされた場合は、許可の可否を判断するため、農業委員会が現地確認を行います。

積雪により申請地が雪で覆われている時期であっても、現地確認は行います。

その場合、申請者の方には、隣地との境界に目印を付けてもらうほか、地面の状態を確認するための除雪など、対応をお願いしています。

冬期間に農地転用申請をお考えの方は、農業委員会までお早めに相談をお願いします。

農業委員会事務局【内線150】

水まわりのお悩み・お困り事はございませんか？

- 蛇口や配管の水漏れが止まらない
つまって水が流れていかない
和便器から洋便器へ交換したい
井戸水で雪を消したい
暖かい風呂場でくつろぎたい
冷暖房機を設置や交換したい
収納たっぷりのキッチンにしたい
使用していないのにどこからか水の出る音がする その他...

そんな時は、旭屋設備へ

修理から水まわりのリフォーム、合併浄化槽工事 下水道工事、消融雪設備工事、冷暖房設備工事等生活に欠かせない水まわりをプロデュースし、「ほっとする暮らしづくり」のお手伝いをします！

まずは、お気軽にご相談下さい

- 各種補助金等の申請手続きのお手伝いもしております。
修理はもちろん、とりあえずカタログだけでも見てみたい！という方のご連絡もお待ちしております。

～自然と暮らしのバイブ役～
(有)旭屋設備
TEL 23-3560
http://www.asahiya-s.co.jp/

感謝をこめて、86年間ありがとう
ファッションから作業用品まで
お買い物券 500円
\*カラータオル 98円(税込)
\*婦人くつ下 98円
雪ん子カード 5倍進呈
アオヌマ
TEL 22-0051